

## 柏崎・吹上地区高齢者支援センター八戸市医師会運営規程

### (事業の目的)

第1条 一般社団法人八戸市医師会が開設する柏崎・吹上地区高齢者支援センター八戸市医師会（以下「センター」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項に基づき行う指定介護予防支援の事業及び同法第115条の45第1項第1号ニに基づき行う第1号介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従事者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
  - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

### (センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 柏崎・吹上地区高齢者支援センター八戸市医師会
- ② 所在地 青森県八戸市柏崎六丁目26番1号

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）  
管理者は、センターの担当職員その他従事者の管理、利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
- ② 担当職員  
看護師 1名以上（常勤）  
主任介護支援専門員 1名以上（常勤）  
社会福祉士 1名以上（常勤）  
担当職員は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。
- ③ 事務職員 1名以上（常勤）  
必要な業務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、祝祭日、12月29日から1月3日、医師会長が定めた日を除く。
- ② 営業時間 午前8時15分から午後5時までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第31条から第33条）に従って実施
- ② 課題分析（アセスメント）の方法は、基本チェックリストの回答状況、主治医意見書、生活機能評価の結果も加味して行う。
- ③ 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は利用者の自宅とする。
- ④ サービス担当者会議について
  - 1) 利用者及びその家族の参加を基準とする。
  - 2) 開催場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。
  - 3) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- ⑤ 担当職員による居宅訪問頻度等
  - 1) 提供開始月
  - 2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
  - 3) サービス評価期間が終了する月
  - 4) 利用者の状況に著しい変化があったとき  
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- ⑥ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、柏崎・吹上地区とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(苦情への対応方法)

第10条 提供した介護予防支援サービスに関する相談・苦情等に対する相談窓口を設置し、利用者の要望・苦情等に対し迅速に対応する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3か月以内

② 継続研修 年1回以上

2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 センターは指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は八戸市及び一般社団法人八戸市医師会交流センター・介護保険委員会で検討し、理事会の承認を得て決定する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

経過規定

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1. 平成30年11月1日 | 第5・10条施行       |
| 2. 令和元年5月1日   | 第4条の②施行        |
| 3. 令和2年2月1日   | 第4条の②施行        |
| 4. 令和2年5月1日   | 第4条の②施行        |
| 5. 令和2年8月1日   | 第4条の②施行        |
| 6. 令和3年7月1日   | 第4条の②施行        |
| 7. 令和4年5月1日   | 第4条の②施行        |
| 8. 令和4年10月1日  | 第4条の②施行        |
| 9. 令和5年4月1日   | 第4条の③施行        |
| 9. 令和5年6月1日   | 第4条の②施行        |
| 10. 令和6年4月1日  | 第8条の施行 以下番号繰下げ |
| 11. 令和6年5月1日  | 第4条の②施行        |